

ワインの表示ルールについて ～食品表示基準および製法品質表示基準～

(注意)

この資料は、2015年12月の後期講演会で使用した資料です。
会員への情報提供の一環としてH/Pに掲載するものです。
記載の文言等は、正確に記載したものでなく、口頭説明用として
用いたのものであります。

また今後、当局からの解説やQ&Aなどが出され、細部で本資料
と齟齬が発生する可能性があります。

実際の表示張りの記載方法等については、必ず税務署等で確認し
てください。

2015.12.10

(一社) 葡萄酒技術研究会

ワインの表示ルールの狙い

～食品表示基準および製法品質表示基準～

表示ルール変更の狙い

食品表示基準

消費者の求める情報提供と事業者の実行可能性とのバランスを図り、
双方に分かりやすい表示基準を策定する。
(表示関連58本の基準を1本に統合)

製法品質表示基準

- 国内では「日本ワイン」のほか輸入濃縮果汁や輸入ワインを原料としたものなど様々なワインが流通している。また、現在の表示ルールは法的拘束力のない自主基準で、消費者にとって「日本ワイン」とそれ以外のワインとの違いが分かりにくいものとなっている。
- こうした状況を踏まえ、「日本ワインの保護・振興、消費者にとってわかりやすい表示」等の観点から、法律に基づく告示により、ワインの表示ルールを策定する。

ワインの表示事項等の変更

～全ての製品の表示を変える必要がある～

<今後細部の具体例等に注意>

関連する法、告示

①「食品表示法」 <内閣府令食品表示基準>

これに関連した<酒類の表示の暫定取り扱いについて（国税庁長官指示）>

②「酒類業組合法に基づく国税庁長官告示」

<果実酒等の製法品質表示基準> 及び<解釈通達一部改正>

<地理的表示に関する表示基準> 及び<法令解釈通達(ガイドライン)>

経過措置期間

①<食品表示基準> 2020年4月1日以降課税移出する製品より適用

②<製法品質表示基準> 2018年10月30日以降に適用（附則で除外される場合あり）

ワイン表示に関する規制の変更

関連規則	概要	関連する項目	
食品表示基準	<p>義務表示項目は原状と大差はない</p> <p>表示方法（記載方法、ポイント数）や事項名で変更あり</p> <p>任意表示項目については注意</p>	<p>義務表示項目 名称、添加物、内容量 表示責任者、製造所 (輸入ワインでは原産国名)</p> <p>関連する任意事項 栄養成分 等</p>	
国税庁告示	製法品質表示基準	<p>主として国内製造ワインを対象</p> <p>表示方法や一部項目は輸入ワインも対象としている</p>	<p>輸入ワインも対象とする項目 原産国名、表示方法</p>
	地理的表示基準	<p>国内製造ワインを対象 日本ワインに限定している</p>	

<国税庁告示>

国内製造ワインをカテゴリー別とし、それぞれの特質にあった表示。

特に消費者が関心を有すると思われる項目は商標面で記載し、一括表示は内容詳細を表示。

ワイン関連での主な表示変更点

表示項目

新たに義務化される項目 「原産国名」 (国税庁告示)
事項名の変更 容量 ⇒ 内容量
概念の変更 「食品関連事業者」及び「製造所」など
製造所固有記号 原則廃止 2以上の製造所で製造する製品は可

表示方法

表示順序 添加物表示は含有量が多い順
一括表示 義務表示事項は一括表示
表示項目を記載し分かりやすい表示
表示文字ポイント数 「号」は廃止され「ポイント」(国税庁告示)
表示法・長官指示：750ml瓶は8ポイント以上
組合法：品目は14ポイント(果実酒) 告示：特定の原料10.5
栄養成分 表示方法(義務、任意)が指定され枠を設けた記載
相対表示に相対基準が設けられた

経過措置期間：食品表示基準は、2020年3月31日
製法品質表示基準は、2018年10月29日

ワインに関する表示項目（1）

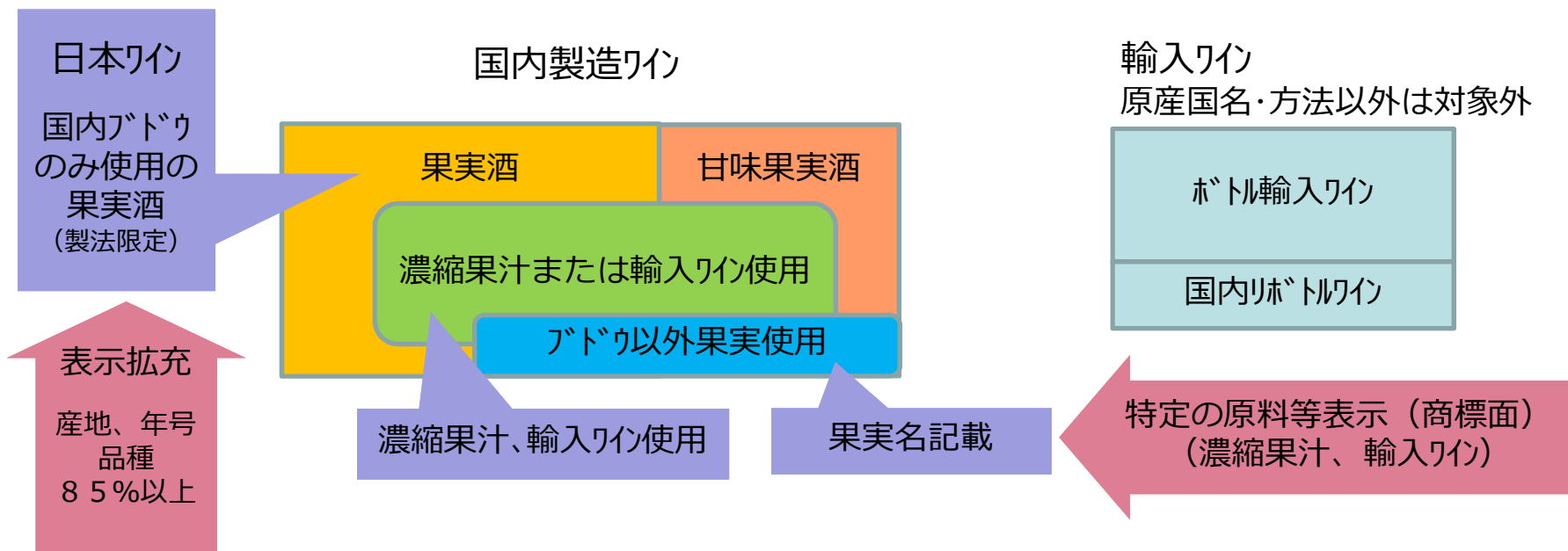
表示法の分類	表示法	告示	ワインでの義務項目	備 考
	事項名			
一般	名称	品目	○	表示法は品目、品名でも可 告示では品目を指定
加工	保存の方法		省略	国産の清酒、ビールでは自主基準あり
食品	消費期限等		省略	ビール、味醂では自主基準あり
の表示	原材料名		告示は○ 表法は不要	告示では国内製造ワインにのみ原材料と原産地を義務化 輸入ワインでは表示は不要
	添加物		○	原材料名省略時は添加物 原材料名の中での記載も可 国内製造ワインは原材料名の中で記載（告示）
義務	内容量	内容量	○	「容量」から「内容量」に変更
項目	原産国名	原産国名	○	表示法では不要項目であるが、告示で義務化 （景表法との関係を確認）
	栄養成分		省略	栄養4成分と熱量。Naは食塩相当で記載。相対表示は新基準
	食品関連事業者 住所・氏名	製造者	○ (住所・氏名)	商品に責任を有する者。告示では納税者 販売者、製造者、加工者、輸入者と表示
	製造所・加工所・ 輸入者 住所・氏名	輸入元・ 販売元	○ (住所・氏名)	食品関連事業者と同じ場合は省略可能 告示での表示義務者と表法の義務者が異なる場合は輸入元、販売元 等
告示 義務		アルコール 分	○	製法品質表示基準以外の告示や基準では 未成年飲酒防止、健康注意等の表示が必要

ワインに関する表示項目（２）

表示法の分類	表示法	告示	ワインでの義務項目	備考
	事項名			
該当する加工食品での義務事項	アレルギー		要しない	
	アパ ^ラ ラムを含む食品		○	
	特定保健用食品		○	
	機能性食品		○	開発されれば表示が必要
	遺伝子組み換え食品		○	
	乳幼児規格適用食品		対象外	
	原料原産地名		対象外 告示○	食品表示法では対象外（缶詰等の農産物加工品が多い）。国内製造ワインでは告示で義務化
	原産国名（輸入品）		要しない 告示○	前掲
推奨表示	飽和脂肪酸		推奨	
	食物繊維の量		推奨	

任意表示事項：4成分以外の栄養成分表示、糖類無添加、ナトリウム塩無添加
特色ある原材料（酒類は対象外）等がある

製法品質表示規準 ワインカテゴリーと表示の概略



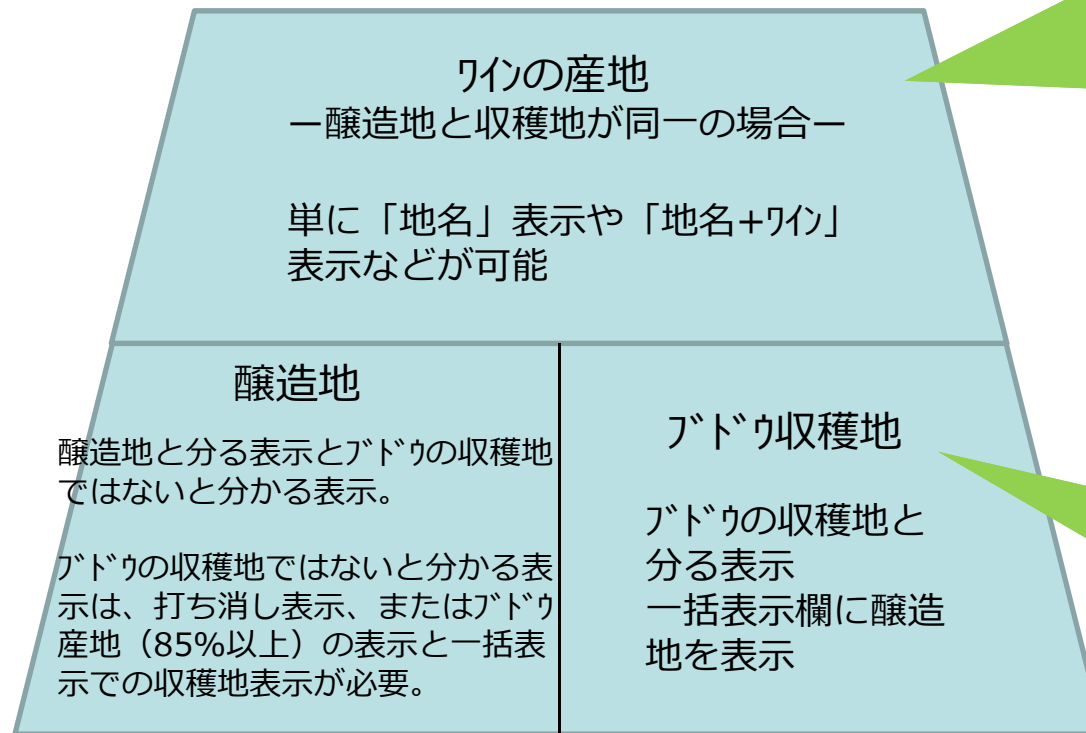
ワインのカテゴリ		義務 (表ラベル)	義務 (裏ラベル 一括表示)
輸入原料使用	ブドウのみ	輸入ワイン使用	海外原料の詳細 果汁、濃縮果汁、 バルワイン、国名
	他の果実使用		
国産原料のみ	他の果実使用	果実名	果実種等の詳細
	ブドウのみ		
		産地、年号等 任意(基準)	日本ワイン (製法限定)、原料産地 醸造地 等

国産ブドウのみでも対象外製法では表示できない

製法品質表示規準 日本ワインの産地表示のルール

～一括表示では義務 商標面は任意～

表示できる3種の地名の概念
<地名が記載できるのは、日本ワインのみ>



収穫地との同一性の判断
隣接市町村内での醸造は収穫地と
同一と考える
＜例 勝沼ワイン＞
勝沼で収穫したブドウを甲州市ま
たは、笛吹市、山梨市、大月市で
醸造した場合

例：「地名+品種名」
高山村シャルドネ
裏ラベルの一括表示欄に醸造地
を表示する
「高山村産シャルドネ」でも醸造
地記載は必要

事業者等の表示について

根拠	表示事項		備考	
事業者表示の原則	食品表示法	食品関連事業者 (表示責任者)	氏名(名称)・住所	製造者、加工者、輸入者、販売者と記載
		製造所 加工所 輸入者	氏名(名称)・住所	複数個所の場合は記号表示が可能
	酒類業組合法	納税者 (表示義務者)	氏名(名称)・住所	表示責任者と異なる場合は下記
		製造場 引き取り先 詰替え場所	氏名(名称)・住所	記号表示が可能 販売業者:引き取り先、詰替え場所

上記の4項目を表示する義務があるが、同一のところは省略可

表示責任者と表示義務者が異なる場合

製造、加工の場合⇒「酒類製造業者」「製造場」

保税地域から引き取る場合⇒「輸入元」

仕入れ販売の場合⇒「販売元」

果実酒等での義務表示事項

製法品質表示基準 (組合法86条の6)	日本ワインの旨	対象ワイン
	原材料名及び原産地名	果実、濃縮果汁、原料ワイン 日本産、外国産
86条の6の基準	原産国名	輸入ワインが対象
	未成年者飲酒防止 (6ポイント)	従前どおり 容器容量⇒内容量 表示義務者が表示責任者と異なる場合 製造、加工⇒「酒類製造業者」「製造場」 保税地域から引き取る場合⇒「輸入元」 仕入れ販売の場合⇒「販売元」
組合法施行令 8条の3	酒類の品目・税率区分	
	酒類製造業者の氏名・住所	
	製造場の所在地	
	容器の容量	
アルコール分		
食品表示基準	添加物	国内製造ワインは原材料名中 輸入ワインは独立表示
	表示責任者の氏名・住所	「名称」「内容量」の表示も義務だが、施行令の項目と重複 製造所、加工所の固有記号は原則廃止
	製造所、加工所の氏名・住所	
容器包装リサイクル法	識別マーク	対象ワイン 従前どおり
ワ協会自主基準	商標面での製造者表示 等	告示が上位 これ以外の項目は効力あり
飲酒に関する連絡協議会	酒類の広告宣伝表示に関する自主基準：妊産婦注意、飲みすぎ注意、飲酒運転防止 等	

(例 1) 甲州の代表的例

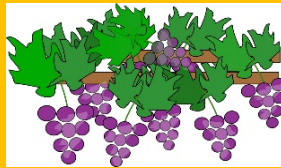
ブドウ：山梨県産甲州100%

醸造：A社甲府ワイナリー 甲府市武田3丁目3-3

醸造、瓶詰：同上

課税移出：同上

甲州



果
実
酒

A社甲府ワイナリー製造

日本ワイン

名称：ワイン（表面に果実酒（14P.）と記載時は省略可能）

原材料名：ぶどう（日本産）（山梨県産も可能）

/酸化防止剤（亜硫酸塩）

内容量：750ml（名称（品目）を表面記載時

表ラベルに移動可能）

製造者：A社 甲府工場

甲府市武田3丁目3-3

アルコール分12%

未成年者飲酒防止

妊産婦注意

(例2) ブドウ収穫地と醸造地が異なり、収穫地名を商標面に記載した場合

ブドウ：長野県産 A社自社畑シャルドネ100%
醸造：B社勝沼ワイナリー 甲州市勝沼町3-1-1
瓶詰め：A社甲府ワイナリー 甲府市武田3丁目3-3
課税出荷：A社甲府ワイナリー 甲府市武田3丁目3-3

A社ブドウ⇒B社勝沼ワイナリーで醸造⇒A社甲府ワイナリーで瓶詰め、課税出荷



日本ワイン

名称：ワイン（表面に果実酒（14P.）と記載時は省略可能）

原材料名：ぶどう（信州産）（商標面の記載とあわせる）
/酸化防止剤（亜硫酸塩）

内容量：750ml（名称（品目）を表面記載時

表ラベルに移動可能）

加工者：A社 甲府ワイナリー 甲府市武田3丁目3-3

（製造場：A社甲府ワイナリー 甲府市武田3丁目3-3）

醸造地：山梨県甲州市勝沼町3-1-1

アルコール分12%

未成年者飲酒防止

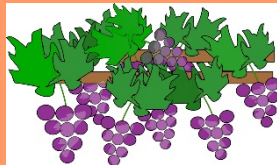
妊産婦注意

A社は瓶詰めだけのため、「加工者」と表示。表示責任者と表示義務者は同じため「製造場」の記載は義務ではないが、消費者にとり分りやすい。またA社を「販売者」として記載することも可能だが、この場合は、消費者にとり分りにくくなる。（実際の記載方法は税務署で確認してください）

(例3) 2社にまたがる場合

ブドウ：甲州市勝沼産甲州100%
醸造：A社甲府工場 甲府市武田3丁目3-3
瓶詰：B社山梨工場 山梨市上神内
A社醸造 ⇒ (未納税) B社 ⇒ A社出荷

勝沼甲州



果
実
酒

A社甲府ワイナリー製造

日本ワイン

名称：ワイン (表面に果実酒と記載時は省略可能)
原材料名：ぶどう(勝沼産) (商標面記載と合わせる)
/酸化防止剤(亜硫酸塩)

内容量：750ml (名称を表面記載時表ラベルに移動可能)

製造者：A社 甲府工場
甲府市武田3丁目3-3

加工所：B社山梨工場 山梨市上神内

醸造地：A社甲府工場 甲府市武田3丁目3-3

アルコール分12%

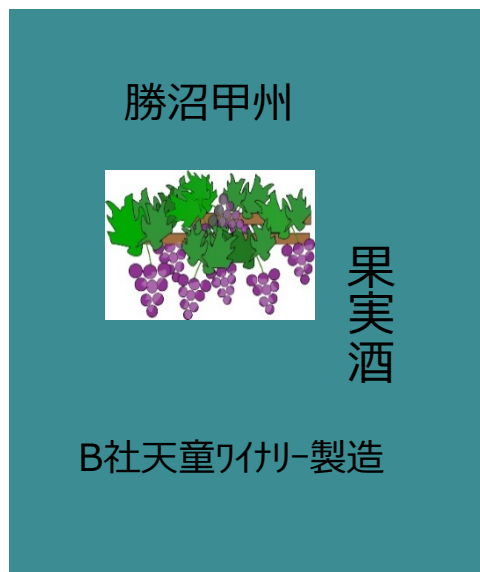
未成年者飲酒防止
妊産婦注意

醸造地の記載で社名(名称)までは、告示で求められていないが、
この場合は記載した方が消費者に分かり易い

(例4) やや複雑な例

ぶどうと醸造：甲州市勝沼産甲州90%（甲府市A社で醸造）山形県赤湯デラ10%（天童市B社で醸造）
製造（甲州ワインとデラワインを混和し、糖類で香味調整）：B社天童ワイナリー 山形県天童市山寺5-1
瓶詰め：C社松本工場長野県松本市広丘5-1-1
A社甲府工場の所在地：甲府市武田3丁目3-3
課税出荷：B社 山形県天童市山寺5-1

デラ ⇒ 天童のB社で醸造 ⇒ ⇒ ⇒ B社で混和 ⇒ C社に移出しここで瓶詰め ⇒ B社に戻し課税出荷
甲州 ⇒ 甲府のA社で醸造 ↗



日本ワイン
名称：ワイン（表面に果実酒と記載時は省略可能）
原材料名：ぶどう（勝沼産・山形県産）
/酸化防止剤（亜硫酸塩）
内容量：750ml（名称を表面記載時表ラベルに移動も可）
製造者：B社天童ワイナリー 山形県天童市山寺5-1
加工所：C社松本工場 長野県松本市広丘5-1-1
醸造地：（甲州）甲府市武田3丁目3-3
（デラ）山形県天童市山寺5-1
アルコール分12%
未成年者飲酒防止
妊産婦注意

商標面に地名記載があるため、ぶどう（日本産）で纏められない。

醸造地は全て記載した場合、当該ワインの醸造地だけの表示でもよいとの理解もできる。

原材料名：

A社の日本ワインも原材料としている。A社からB社に出荷する際も当該ワイン（甲州）の表示が必要となる。実務的には全ての内容が移出先のB社に伝わるように、伝票等での記載が求められる。使用するA社の原材料の重量比など詳細が不明の場合は、商標面への地名記載はできない。原材料名は、国内製造ワイン（ぶどう）ぶどう（山形県産）となる。

終